

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

この業務は、電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項の規定による「保安管理業務」の委託を行うもので仕様は次のとおりとする。

仕様書上、公益財団法人京都産業21を甲、(受託者)を乙とする。

1. 業務名

丹後・知恵のものづくりパーク施設自家用電気工作物保安管理業務

2. 業務対象電気工作物

(1) 名称及び所在地

「丹後・知恵のものづくりパーク」

京都府京丹後市峰山町荒山225

(2) 需要設備の概要

(「丹後・知恵のものづくりパーク」[自家用電気事業者エリア図](#)参照)

設備容量 1, 450KVA

最大電力 685KW

受電電圧 6, 600V

3. 業務期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日とする。

4. 業務の内容等

(1) 内容

甲が乙に委託する保安管理業務は、電気事業法第43条第1項に定める甲の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務であってその細目は「[保安管理業務の細目](#)」のとおりとする。

(2) 緊急時の対応

乙は甲に電気事故・故障が発生した場合、休祭日、昼夜を問わず24時間対応で応急措置をするものとし、対象事業所へ概ね1時間以内に到達すること。

(3) 報告又は資料の提出

電気事業法第106条第4項に規定する報告及び資料の提出を行うこと。経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、とるべき措置について甲に報告すること。

(4) 立入検査の立会い

電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

5. 定期点検等の項目及び回数

乙の行う点検項目は別表「巡視・点検及び測定・試験の基準」のとおりとし、点検の回数は次のとおりとする。

(1) 月次点検 毎月1回(設置・改造等の工事期間中は毎週1回以上)

ただし、低圧絶縁監視装置を設置の場合は、隔月の点検実施でも可能。

(2) 年次点検Ⅰ 毎年1回実施

(3) 年次点検Ⅱ 3年に1回(年次Ⅰの内容も含む)

<平成26年度実施のため、当該年度は実施しないものとする。>

(4) 臨時点検 必要の都度

(5) 点検・測定試験のうち、別表「巡視・点検及び測定・試験基準」中の△印のものは、停電の影響、過去の実績その他の理由によって省略できる。

6. 監視装置(絶縁監視装置)の設置

甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うに当たり、乙は監視装置(絶縁監視装置)を設置することができる。また、監視装置(絶縁監視装置)を設置した場合は、常に正常に稼動するように乙の責任の下にメンテナンスを行う。

7. 乙は、甲との連絡を確保するため、電話その他の装置を完備することとする。

8. 保安業務担当者の明確化

乙は保安業務担当者の「氏名」「生年月日」「主任技術者免状」種類及び番号を明示するとともに、身分を示す証明書により本人であることを甲に対して明らかにすること。

9. 点検結果の報告と記録の保存

乙は点検終了後、甲に点検結果を報告するとともに記録を3年間保存しなければならない。

10. その他

電気事業法、電気事業法施行規則等関係法令を遵守するとともに、関係機関への申請、届出を速やかに行うこと。